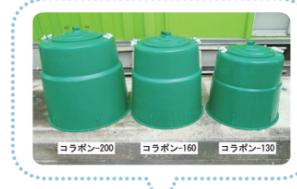


# コンポストを活用して、生ごみで堆肥を作ってみませんか

町では、下記の家庭用コンポスト容器購入に対し、1基当たり3,000円の助成金を交付しています。ただし、1世帯当たり5年間に2基を限度とし、助成対象者は次の要件をすべて満たしている方に限ります。

- 1 町に居住している個人の方。
- 2 容器を設置できる土地を有している、または使用できること。
- 3 ②の土地内で適正に維持管理できること。
- 4 居住地で発生する生ごみについて、容器による堆肥の自家処理を行うこと。



### ▶助成対象容器

製品名	容量	寸法	本体価格	購入者負担金
コラボン-130	130ℓ	直径 635mm×高さ 625mm	6,050円	3,050円
コラボン-160	160ℓ	直径 665mm×高さ 700mm	7,150円	4,150円
コラボン-200	200ℓ	直径 700mm×高さ 760mm	8,250円	5,250円

環境農林課窓口で、印鑑と購入者負担金をお持ちのうえ、助成金交付の申請をしてください。  
※手続きが完了しましたら、コンポスト容器をお渡ししますので、持ち帰りが可能な車などでお越しください。

問 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

宇美町にお住まいの皆さんいかがお過ごしですか？  
今号がお手元に届く5月中旬頃の5年くらい前を思い起こすと「こげん早うから半袖ば毎日着ようらんやったご たったがねえ…」というのが実感です。春と秋のように朝晩は薄い長袖、昼間は半袖を着るような時期が少なくなつたように思っている人も多いのではないのでしょうか？2月いっぱい位まではもっと寒いように思っていました。今年2月の平均気温は観測史上最高でした。その影響もあり、温度変化に大きく影響される桜の開花も平年より10日も早かったのです。  
気象庁が発表する「平均気温」とは過去30年間の平均値であり、長期予測などで「平年並み・平年と比較して」と表現される「平年」とは過去30年間の平均を10年に1度見直した数値だということです。  
ウミガメは孵化の温度が高いとメスが低くとオスの比率が高まるそうです。オーストラリアのグレートバリアリーフの海浜で孵化したウミガメは、近年99%がメスだそうです。このまま



問 環境農林課 環境衛生係  
☎932-1111(代)  
FAX933-7512(代)

では種の存続の危機が訪れると心配されています。秋の味覚の代表格ともいえるサンマは海水温の上昇で回遊が日本列島から離れつつあり、航続距離の長い大型漁船くらいしか漁ができず、漁獲量の減少で価格も上昇するばかりになると言われています。サンマの水揚げが減ってイワシの水揚げが多くなつたというのを耳にします。これこそが地球温暖化を如実に表しています。サンマは冷たい海域を回遊し、イワシは暖かい海域を回遊するのです。  
江戸落語に、お殿様が遠乗りに出かけたとき農家からサンマを焼いている美味しそうな匂いが漂ってきた。家来が「庶民が食するもので殿のお口に合ふものではありません」と言つて辛抱できず食べた殿様が「みなこんな美味いものを食べておったのか？贅沢じゃのう」と驚いたとありますが、近年ではこの断が現実のものとなりつつあります。

福岡県地球温暖化防止活動推進員  
竹吉 栄隆

# 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	児童を養育する人に手当を支給することで、家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度	離婚などで、父(母)と生計を同じくしていない児童(父(母)が重度障がい者の場合を含む)について、手当を支給することで、母子・父子世帯などの生活の安定を図り、自立を促進する制度	精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度
要件	国内に住所を有する(留学中の場合などを除く)中学校修了までの間にある児童を監護養育している人に支給	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童(障がい児については20歳未満)を監護している母(父)、または父母に代わって児童を養育している人に支給 ※平成26年12月から児童扶養手当と公的年金給付などの併給ができるようになりました。必ず公的年金を申請のうえ、「公的年金給付等の額」が「児童扶養手当の額」より下回る場合、その差額分を受給することができます。	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護・療育している人に支給 ※対象児童が児童福祉施設などに入所している場合は受給不可
月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3歳未満(一律) 15,000円</li> <li>●3歳以上小学校修了前 (第1・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円</li> <li>●中学生(一律) 10,000円</li> </ul> <small>※養育する児童(満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特例給付(所得制限限度額以上)(一律) 5,000円</li> </ul>	<p>令和3年4月分～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全部支給 43,160円</li> <li>●一部支給 10,180円～43,150円</li> </ul> <p>2人以上の児童を有する受給者に係る加算額は、第2子5,100円～10,190円、第3子以降一人につき3,060円～6,110円</p> <p>所得が一定以上の場合は手当が支給されません。(所得制限限度額はそれぞれ違います)</p>	<p>令和3年4月分～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1級の方 52,500円</li> <li>●2級の方 34,970円</li> </ul>
支給日	10月・2月・6月の10日	1・3・5・7・9・11月の11日	8月・11月・4月の11日
提出月	6月	8月	8月

### 児童手当現況届について

児童手当を受給している方は、6月中に「現況届」の提出が必要です。これは、6月1日現在における状況を届け、引き続き手当を受けられるかどうかを確認するためのもので、6月上旬に児童手当受給者あてに現況届を郵送します。提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。

問 住民課 年金手当係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)